

質問書に対する回答

(件名)首都圏中央連絡自動車道 芝山工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書4-2 配置技術者の工事経験	特記仕様書1頁、「4-2 配置技術者の工事経験」について、a)・b)の工事が記載されておりますが、その工事に対して準備工、片付け工等を除くNATM工法のトンネル工事・深層混合処理工の工事を行っている期間に従事していれば実績として認められると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	コリングの登録内容等により特記仕様書「4-2 配置技術者の工事経験」に示すa)・b)の工事に従事していることが確認できれば、工事経験として認められるものとお考えください。